

補助金・交付金 チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	経営所得安定対策事業費補助金	開始 年 度	25年度
団 体 名	函館市農業再生協議会	団体等 の状況	☐ 課税事業者 ☒ 免税事業者
助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（国）、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（国）、経営所得安定対策等推進事業補助金交付事務取扱要領（道）、函館市補助金等交付規則、函館市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱		

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	経営所得安定対策の円滑な実施に必要な推進活動に係る経費について補助を行う。
目 的	（目 的） 農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とする経営所得安定対策において、事業を推進するために必要な経費の補助を行う事で当該対策の円滑な実施を図る。
・ 効果	（効 果） 推進活動に必要な経費について補助を行う事により、経営所得安定対策の円滑な実施に繋がる。

○補助事業の収支状況 ※上段:補助事業等に要する経費 [下段]:補助対象経費 (単位:千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	R5 (決算)	4,157 [4,157]						4,157 [4,157]
	R6 (決算)	4,870 [4,870]						4,870 [4,870]
	R7 (予算)	4,267 [4,267]						4,267 [4,267]
	R7 (決算)	3,083 [3,083]						3,083 [3,083]
	R8 (予算)	4,687 [4,687]						4,687 [4,687]
	R8 (決算)							
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	R5 (決算)	2,394 [2,394]	298 [298]	1,465 [1,465]				4,157 [4,157]
	R6 (決算)	2,695 [2,695]	205 [205]	1,970 [1,970]				4,870 [4,870]
	R7 (予算)	3,689 [3,689]	578 [578]					4,267 [4,267]
	R7 (決算)	2,661 [2,661]	311 [311]	111 [111]				3,083 [3,083]
	R8 (予算)	4,206 [4,206]	481 [481]					4,687 [4,687]

補助金・交付金 チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	経営所得安定対策事業費補助金
----------------	----------------

○基本的視点の再チェック

基 本 的 視 点		適	不適	説 明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とする経営所得安定対策の円滑な運用を実施するために必要な推進活動にかかる経費について補助するものであり、公益性は高い。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	経営所得安定対策は国が実施している事業であり、本補助金については、平成24年度までは道から当該協議会への直接補助であったが、平成25年度から、市町村が事業実施主体となり間接補助にて交付する取り扱いとなった。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	経営所得安定対策に基づき実施される事業であり、推進活動に要する経費については、国の予算措置がなされる。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物にその差額を交付することで農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するものであるため、推進活動のための補助を行うことは経営所得安定対策の円滑な運用に寄与する。

○財政的視点のチェック

財 政 的 視 点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☒	国の実施要綱に基づき、定額補助 (特定財源 道補助金10/10)
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

補助金・交付金チェックシート(No.3)

補助金名 (交付金名)	経営所得安定対策事業費補助金
----------------	----------------

○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等) 令和6年度決算において補助金の執行率が89%, 令和7年度決算においても同様に高い執行が見込まれ, また, その支出内訳についても適正であると判断できることから, 十分な補助効果をあげていると認められる。
(達成状況) 上記の予算執行により, 函館市農業再生協議会は, 国および道の要綱に定められた経営所得安定対策の実施に係る地域段階における推進活動を適正に行っていると認められる。



(評価) 十分効果をあげている ☒ 一定の効果をあげている ☐ 効果が疑問である ☐ その他 ☐	(理由) 函館市農業再生協議会は, 国および道の要綱に定められた地域段階での推進活動を適切に行っており, 予算執行状況から同程度の補助が継続されることが必要であると判断されるため。
--	--

○今後の方向性

☒ 現行のまま補助を継続	(見直しの内容) 函館市農業再生協議会は, 国および道の要綱に定められた地域段階での推進活動を適切に行っており, 予算執行状況から同程度の補助が継続されることが必要であると判断されるため。
☐ 見直したうえで補助を継続	
☐ 廃止	
☐ その他	
(見直しの時期)	
(廃止の理由)	(その他の内容)
(廃止の時期)	

○終期の設定

終期設定	☐ 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
令和10年度	☒ 終期到来時に再検討	令和10年度